

教育費予算に対する意見の申出について（報告）

平成31年度一般会計暫定予算のうち、教育に関する事務に係る部分の2月定例
県議会提案について知事から意見の聴取があったので、福岡県教育委員会の事務委任
等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定
に基づき臨時代理し、別紙のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告
し、承認を求めます。

平成31年2月1日

教 育 長

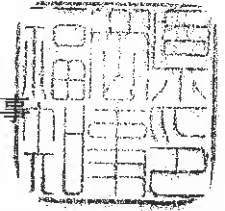
30財第1079号

平成31年1月24日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事

(総務部財政課)



教育費予算の意見聴取について

2月定例県議会に提案予定の平成31年度一般会計暫定予算のうち、教育に関する事務に係る部分を別紙のとおり提案しますので「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を聴取します。

(別紙)

平成31年度福岡県一般会計暫定予算

第1表 (歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
10 教育費		96,716,048
※8~10項除く	1 教育総務費	7,650,964
	2 小学校費	29,947,514
	3 中学校費	17,439,719
	4 高等学校費	28,374,037
	5 特別支援学校費	8,388,515
	6 社会教育費	2,529,058
	7 保健体育費	2,386,241
11 災害復旧費		104,569
	4 教育施設災害復旧費	104,569
合計		96,820,617

第2表 (債務負担行為)

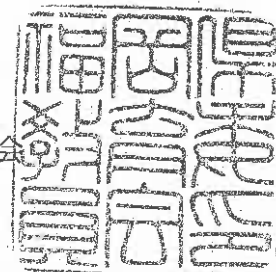
(単位：千円)

事項	期間	限度額
老朽校舎改築費	平成32年度	383,425
施設充実費	平成32年度	219,200
体育館建設費	平成32年度	829,476
校地整備費	平成32年度	413,177
特別支援学校整備費	平成32年度	532,612

30教財第1131号
平成31年1月25日

福岡県知事 殿
(総務部財政課)

福岡県教育委員会
(財務課予算係)



教育費予算に対する意見の申出について

(対1月24日30財第1079号)

2月定例県議会に提案予定の平成31年度一般会計暫定予算のうち、教育に関する事務に係る部分に関し、貴職から意見を求められたことについては同意します。

平成31年度暫定予算(案)の概要

教育委員会
(単位:千円)

区分	平成31年度 暫定予算額	左の財源内訳				(参考) 平成30年度 当初予算額
		国庫支出金	県債	その他	一般財源	
一般会計	96,820,617 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">うち人件費 74,515,281</div>	15,903,257	8,592,900	3,410,856	68,913,604	251,036,325

平成31年度暫定予算(案)の主な事業

(単位：千円)

課名	科目		事項名	予算額	前年度 予算額	事業の概要	備考			
	款	項目								
財 務 設 課	10	4	高等学校等空調 設備設置管理費	269,327 [393,771]	0	<p>1 事業目的 近年の猛暑や、日常生活の中で空調使用が一般化している状況等を鑑みると、学校の空調設置は教育活動上必須のものである。そのため、現在、PTAにより設置・管理が行われている県立学校の空調設備について、平成31年4月から県による設置・管理へ移行する。</p> <p>2 事業内容 PTA設置空調の県費負担への移行 269,327 [393,771]</p> <p>① 実施校 県立高等学校94校・中等教育学校1校・中学校4校</p> <p>② 移行台数 普通教室等4,577、特別教室813、管理諸室388 (計) 5,778台</p> <p>③ 経費内訳 ・ 設置費：リース費 169,699 [171,271] ・ 管理費：光熱費 48,089 [144,265] 保守費 38,550 [38,907] } 管理費計 維持修繕費 12,989 [39,328] } 99,628 [222,500]</p>				
	10	4								
	10	3								
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><県立高等学校空調の現状> ○ 普通教室：各学校のPTA負担により設置(経緯) 平成15年に県PTA連合会から「PTA設置空調」の要望、PTAによる費用負担・管理及びPTAの総意を条件に県教委が認めたもの ○ 特別教室：「熱源対策」や「遮音性確保」が必要な教室は、県予算で措置。それ以外は普通教室と同条件でPTA負担により設置</p> </div>										
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><状況の変化> ○ 近年の猛暑、空調使用の一般化、夏休み短縮化の動き等 ○ 学校環境衛生基準(文科省告示・H30.4月改正) 「教室等の環境に係る基準は温度17℃以上、28℃以下であることが望ましい」※改正前は10℃以上、30℃以下 ○ 他道府県(未設置の北海道・青森県を除く)の設置状況 公費負担16団体、保護者負担29団体(うち、本県含む10団体が県負担への移行検討)</p> </div>										

※ 要求額欄の[]は年間所要見込額